

「航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案」が、平成31年3月8日に閣議決定されました。  
このうち、運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案の概要は次のとおりです。

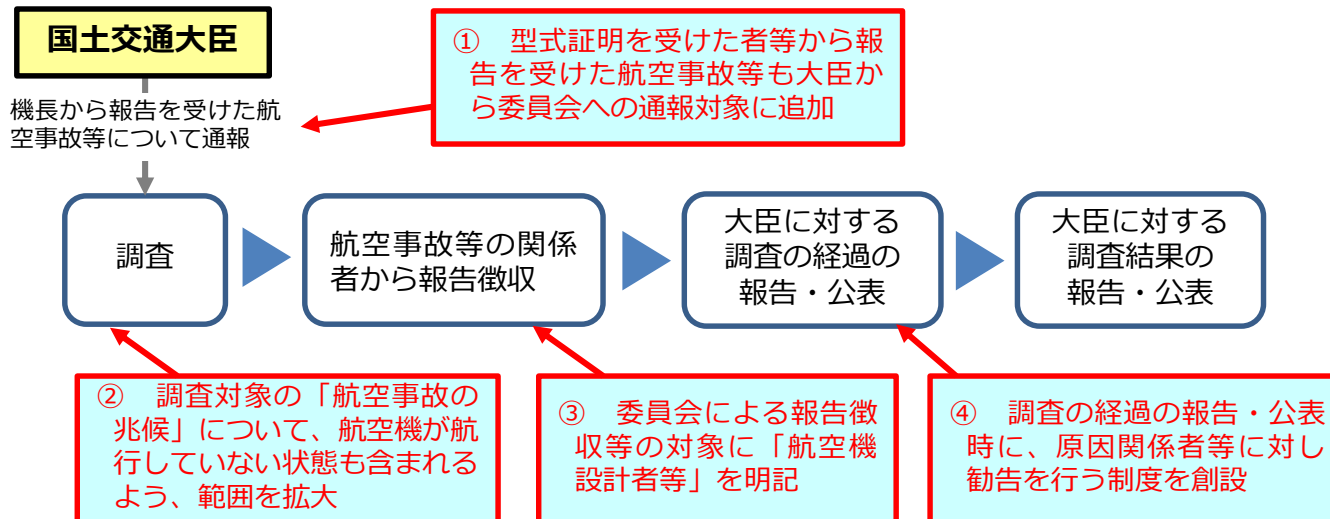
## 1. 運輸安全委員会設置法の改正について

2020年の国産航空機（MRJ）の就航に当たり、国際民間航空条約上の**航空機の設計国及び製造国としての役割を確実に果たすため、運輸安全委員会設置法について所要の改正を行う**こととする。

## 2. 法改正の概要について

- ① 航空法の改正により、国土交通大臣が、型式証明を受けた者等から**当該型式の航空機に関する事故等について報告**を受けた場合、**委員会に直ちに通報**しなければならない旨、規定。
- ② 運輸安全委員会の調査対象となる「**航空事故の兆候**」の範囲を、**航空機が航行していない状態に生じた事態も含まれるよう拡大**。
- ③ 運輸安全委員会による**報告徴収等の対象**として「**航空機設計者等**」を明記。
- ④ 国産航空機に係る航空事故等を受け、早急に安全を確保する必要がある場合を想定し、運輸安全委員会が、**調査の経過の報告・公表時に、原因関係者等に対し必要な勧告**を行うことができる制度を創設。

### (参考) 事故等調査のフローと法改正の概要



### ※参考事例（上記②関係）

- ・2013年1月、ボストン空港（米国）において、駐機中の日本航空機（ボーイング式787-8型機）のAPUバッテリー（補助動力装置用の電池）から出火し、周辺部を焼損する事態が発生。
- ・これを受け、米国の事故等調査機関であるNTSB（National Transportation Safety Board）は、航空事故の兆候に当たるケースとして調査を実施。



出火時の状況及びバッテリー破損状況